

岐阜県公報

号外(五) 平成二十八年三月二十九日

目次

規則

清流の国ぎふ大学生等奨学金条例施行規則

(清流の国づくり政策課)

ページ

規則

清流の国ぎふ大学生等奨学金条例施行規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第二十六号

清流の国ぎふ大学生等奨学金条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、清流の国ぎふ大学生等奨学金条例(平成二十八年岐阜県条例第十四号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(奨学金の対象者の要件)

第三条 条例第三条第一号の規則で定める者は、県内の特別支援学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する特別支援学校をいう。以下同じ。)の高等部を卒業した者及び高等専門学校(同条に規定する高等専門学校をいう。以下同じ。)の第三学年の課程を修了した者とする。

2 条例第三条第五号に該当する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 大学の第一学年若しくは第二学年又は高等専門学校の第四学年若しくは第五学年に在学する者にあつては、在学した高等学校、特別支援学校の高等部又は高等専門学校(以下「高等学校等」という。)の課程における第一学年から知事が定める日までの学習成績の評定を全履修科目について平均した値が知事が別に定める水準に達している者

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) (ときは翌日)

平成二十八年三月二十九日

二 大学の第三学年又は第四学年に在学する者にあつては、当該大学において所属する学部又は学科における学習成績が知事が別に定める水準に達している者

3 条例第三条第六号に該当する者は、その者の生計を維持する者の収入の年額について知事が別に定める基準に該当する者とする。

(奨学金の支給)

第四条 奨学金は、原則として三月分を一括して貸与するものとし、貸与する時期については、別に定める。

(保証人)

第五条 条例第六条第一項の保証人は、二人とする。

2 前項の保証人は、独立の生計を営む成人者でなければならない。

3 奨学金の貸与を受けようとし、又は受けている者が未成年である場合において、親権を行う者又は未成年後見人があるときは、原則として第一項の保証人のうち一人は、当該親権を行う者又は未成年後見人でなければならない。

(貸与の申請)

第六条 条例第七条第一項の奨学金の貸与を受けようとする者(以下「申請者」といふ)は、清流の国ぎふ大学生等奨学金貸与申請書(別記第一号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 大学等に在学することを証明する書類

二 県内の高等学校若しくは特別支援学校の高等部を卒業し、又は高等専門学校第三学年の課程を修了したことを証明する書類

三 申請者(申請者が未成年である場合は、親権を行う者又は未成年後見人を含む)の戸籍抄本及び住民票

四 第三条第二項各号のいずれかに該当することを証明する書類

五 申請者の生計を維持する者の収入の年額が、知事が別に定める基準に該当することを証明する書類

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 前項の申請書の提出期限その他必要な事項は、知事が別に定める。

(貸与の決定等)

第七条 条例第七条第二項の規定による通知は、清流の国ぎふ大学生等奨学金貸与決定通知書(別記第二号様式)又は清流の国ぎふ大学生等奨学金貸与不承認決定通知書(別記第三号様式)によるものとする。

2 清流の国ぎふ大学生等奨学金貸与決定通知書の交付を受けた奨学生は、当該通知書を受け取った日から起算して二十日以内に誓約書(別記第四号様式)を知事に提出しなければならない。

(借用証書の提出)

第八条 借受人は、奨学金の貸与を受けた後、直ちに清流の国ぎふ大学生等奨学金借用証書(別記第五号様式)を知事に提出しなければならない。

(貸与の取消し等の通知)

第九条 条例第八条第一項第四号の規則で定めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

一 心身の故障のため、修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。

二 学業成績又は素行が著しく不良と認められるとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、奨学金の貸与の目的を達成する見込みがないと認められるとき。

2 知事は、条例第八条第一項の規定により奨学金の貸与の決定を取り消し、又は同条第二項の規定により奨学金の貸与を行わないこととしたときは、文書により借受人に対し通知するものとする。

(返還の方法等)

第十条 条例第九条第一項の規則で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項の規則で定める日はそれぞれ当該各号に定める日とする。

一 退学した場合 退学した日

二 編入学した場合 編入学した大学等を卒業し、又は退学した日

三 条例第八条第一項の規定により貸与の決定を取り消された場合 当該取消しの通知を受けた日

四 大学等を卒業した後、引き続き他の大学等又は大学院(学校教育法第九十七条に規定する大学院をいう。以下この号において同じ。)に進学した場合 当該他の大学等又は大学院を卒業し、又は退学した日

五 前各号に掲げる場合のほか、知事が必要と認める場合 知事が指定する日

2 条例第九条第一項の規則で定める期間は、貸与を受けた奨学金の額を、十二万円で除して得た数に相当する年数(その年数に一年未満の端数があるときはその端数を切り捨てた年数とし、その年数が一年に満たないときは一年とする。)とする。

3 奨学金の返還は、月賦又は半年賦の均等払方式によるものとする。

4 借受人は、奨学金を返還しなければならないときは、条例第九条に規定する大学等を卒業した日から起算して六月以内に清流の国ぎふ大学生等奨学金返還計画書（別記第六号様式）を知事に提出しなければならない。

5 借受人は、奨学金の返還債務のうち条例第十一条の規定により当該債務の履行の猶予を受けている部分の額以外の額について全部又は一部を繰り上げて返還することができる。この場合において、知事は、返還未済額のうちその履行期限が最も遅い部分の額から順に、当該借受人が繰上返還をした額を当該返還未済額に充当するものとする。

6 借受人は、第四項の規定により提出した清流の国ぎふ大学生等奨学金返還計画書の内容を変更しようとするときは、その理由を記載した清流の国ぎふ大学生等奨学金返還計画変更承認申請書（別記第七号様式）を知事に提出しなければならない。

（返還債務の免除の申請等）
 第十一条 条例第十条の規定により奨学金の返還債務の免除を受けようとする借受人（以下「免除申請者」という。）は、清流の国ぎふ大学生等奨学金返還債務免除申請書（別記第八号様式）に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 条例第十条第一項第一号口の規則で定める者は、条例第八条第一項の規定による貸与の決定の取消しを受けることなく大学等を卒業した者であつて、次に掲げる者とする。

一 県内に主たる事業所を有する法人又は団体において就業する者（短時間労働者（雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第一百条第三項に規定する短時間労働者をいう。）その他知事が定める者を除く。以下同じ。）

二 県内において個人で農業、林業その他の事業を営む者又はその事業専従者（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第五十七条第三項に規定する事業専従者をいう。）

三 前二号に掲げる者のほか、知事がこれらに相当すると認める者

3 条例第十条第一項第二号ただし書の規則で定めるやむを得ない事由は、転勤、出向その他県外において居住又は就業していることがやむを得ないと知事が認める場合とする。

4 知事は、第一項の規定により清流の国ぎふ大学生等奨学金返還債務免除申請書の提出があつたときは、これを審査し、その結果を文書により免除申請者に通知するものとする。

5 前項の規定による通知は、清流の国ぎふ大学生等奨学金返還債務免除決定通知書（別記第九号様式）又は清流の国ぎふ大学生等奨学金返還債務免除不承認決定通知書（別記第十号様式）によるものとする。

（返還債務の履行猶予の申請等）
 第十二条 条例第十一条の規定により奨学金の返還債務の履行の猶予を受けようとする借受人（以下「猶予申請者」という。）は、清流の国ぎふ大学生等奨学金返還債務履行猶予申請書（別記第十一号様式）に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により清流の国ぎふ大学生等奨学金返還債務履行猶予申請書の提出があつたときは、これを審査し、その結果を文書により猶予申請者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知は、清流の国ぎふ大学生等奨学金返還債務履行猶予決定通知書（別記第十二号様式）又は清流の国ぎふ大学生等奨学金返還債務履行猶予不承認決定通知書（別記第十三号様式）によるものとする。

4 条例第十一条第一号の規則で定める期間は、大学等を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して一年を経過した日から条例第十条第一項第一号イ又はロに該当しなくなつた日までの期間とする。ただし、同項第二号ただし書に該当し、知事が認める場合は、引き続き同項第一号イ及びロに該当するものとみなす。

（届出等）
 第十三条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、清流の国ぎふ大学生等奨学金関係届出書（別記第十四号様式）にその事実を証する書類を添えて、直ちに、知事に届け出なければならない。

一 氏名又は住所を変更したとき。

二 大学等を退学し、休学し、復学し、若しくは停学の処分を受けたとき、又は正規の修学期間内に卒業する見込みがなくなつたとき。

三 奨学金の貸与を受けることを辞退しようとするとき。

四 条例第十一条第一号の規定により奨学金の返還債務の履行の猶予を受けている場合において、条例第十条第一項第一号イ又はロのいずれかに該当しなくなつたとき。

五 保証人が氏名又は住所を変更したとき。

2 借受人は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、直ちに、連帯保証人変更承認申請書（別記第十五号様式）を知事が必要と認める書類を添えて知事に提出し、

その承認を受けなければならない。

一 保証人が死亡し、又は第五条第二項若しくは第三項に規定する保証人の要件に該当しなくなったとき。

二 その他保証人として適当でないものとして知事が別に定める事由に該当したとき。

3 保証人は、借受人が死亡したときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

(貸与の対象者の要件を証明する書類の提出)

第十四条 奨学生は、知事が必要と認めるときは、条例第三条各号に掲げる要件に該当することを証明する書類を知事に提出しなければならない。

(現況報告書の提出)

第十五条 条例第十一条の規定により返還債務の履行の猶予を受けている借受人は、毎年度知事が別に定める期日までに、清流の国ぎふ大学生等奨学金現況報告書（別記第十六号様式）を知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(委任)

第十六条 この規則に定めるもののほか、奨学金に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

別記

第1号様式(第6条関係)

(表)

清流の国ぎふ大学生等奨学金貸与申請書 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続						
ふりがな		※男 (満 歳)		奨学金の貸与希望期間		
氏 名		女		年 月 から 年 月 まで		
		年 月 日生		年 月 間		
在学する大学等	<input type="checkbox"/> 国公立	<input type="checkbox"/> 大学		(大学等の名称)		(卒業予定) 年 月
	<input type="checkbox"/> 私立	<input type="checkbox"/> 短期大学 <input type="checkbox"/> 高等専門学校		(学年)		
			(学部等の名称)			
卒業した高等学校等	(高等学校等の名称)					
本人	現住所	※自宅 寮 下宿 間借 その他 () 電話番号 ()				
		〒 -				
家族	現住所	※自宅 寮 下宿 間借 その他 () 電話番号 ()				
		〒 -				
申請者を除く家族の状況	続柄	氏 名	年 齢	職 業	勤 務 先	年 収 (税込)
			歳			円
(卒業後に岐阜県でどのように活躍したいか具体的かつ詳細に記入してください。)						

備考

- 1 該当する□の中に✓印を記入してください。
- 2 家族欄は、申請者が未成年である場合に親権を行う者又は未成年後見人の住所及び氏名を記入すること。

(裏)

上記のとおり、奨学生として奨学金の貸与を受けたいので申請します。

年 月 日

様

ふりがな
本人氏名 ㊟

私は、上記申請者が奨学生として採用された場合にはその連帯保証人として奨学金の貸与及び償還について申請者本人と連帯して責任を負います。

なお、破産手続開始の決定は受けておりません。

ふりがな
連帯保証人氏名 ㊟
現住所 〒
電話番号
生年月日 年 月 日生
申請者との続柄
職業

ふりがな
連帯保証人氏名 ㊟
現住所 〒
電話番号
生年月日 年 月 日生
申請者との続柄
職業

添付書類

- 1 大学等に在学することを証明する書類
- 2 県内の高等学校等を卒業し、又は修了したことを証明する書類（※1）
- 3 申請者（申請者が未成年である場合は、親権を行う者又は未成年後見人を含む。）の戸籍抄本（※1）及び住民票
- 4 学業成績を証明する書類
- 5 生計を維持する者の収入の年額を証明する書類
- 6 連帯保証人の印の印鑑登録証明書（※2）

※1は継続貸与申請時には添付不要

※2は継続貸与申請時には新規貸与申請時もしくは連帯保証人変更時から印鑑登録の変更がない場合は添付不要

備考

- 1 申込者及び連帯保証人の氏名等は自署すること。
- 2 連帯保証人は、独立の生計を営む成年者であること。
- 3 申請者が未成年者であるときは、連帯保証人のうち一人は、親権を行う者又は未成年後見人とすること。
- 4 連帯保証人の印は、印鑑登録を受けたものを押印すること。

第2号様式 (第7条関係)

清流の国ぎふ大学生等奨学金貸与決定通知書		第 年 月 日 号
様		
岐阜県知事		国
<p>年 月 日付けで申請のあった清流の国ぎふ大学生等奨学金の貸与については、下記のとおり貸与することに決定しましたので、清流の国ぎふ大学生等奨学金条例第7条第2項の規定により通知します。なお、この通知書受領日から20日以内に誓約書を提出してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p>		
貸 与 決 定 番 号	第 号	
貸 与 金 額		円
貸 与 期 間	年 月 ~ 年 月	
備考		

第3号様式 (第7条関係)

清流の国ぎふ大学生等奨学金貸与不承認決定通知書		第 年 月 日 号
様		
岐阜県知事		国
<p>年 月 日付けで申請のあった清流の国ぎふ大学生等奨学金の貸与については、下記の理由により不承認と決定しましたので、清流の国ぎふ大学生等奨学金条例第7条第2項の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>理由</p>		

第4号様式 (第7条関係)

誓約書

私は、清流の国ぎふ大学生等奨学金条例に定める奨学生としての誇りをもって、学業に専念し、品位を高め、その趣旨に沿うよう努力することを誓います。

なお、卒業後は、ふるさと岐阜に戻って就業することを誓います。

年 月 日

貸与決定番号 第 号
氏 名 氏 名 印

岐阜県知事 様

第5号様式 (第8条関係)

清流の国ぎふ大学生等奨学金借用証書

借 用 金 額	円
借 用 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
大 学 等 名	(名称) (所在地)

上記のとおり借用しました。

年 月 日

貸与決定番号 第 号
住 所 氏 名 氏 名 印

岐阜県知事 様

第6号様式 (第10条関係)

清流の国ぎふ大学生等奨学金返還計画書			
返 還 金 額	円		
返 還 方 法	1 月賦	2 半年賦	3 一括払い
返 還 期 間	年 月から	返還回数	回
返 還 額	円		
奨学金の貸与を 受け修学した期 間	年 月～ 年 月 (か月)		
<p>上記のとおり、清流の国ぎふ大学生等奨学金を返還します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>岐阜県知事 様</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: right; width: 40%;">借 受 人</div> <div style="width: 50%;">住 所</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: right; width: 40%;">氏 名</div> <div style="width: 50%;">氏 名</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: right; width: 40%;">電話番号</div> <div style="width: 50%;">電話番号</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: right; width: 40%;">連帯保証人</div> <div style="width: 50%;">住 所</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: right; width: 40%;">氏 名</div> <div style="width: 50%;">氏 名</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: right; width: 40%;">電話番号</div> <div style="width: 50%;">電話番号</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: right; width: 40%;">連帯保証人</div> <div style="width: 50%;">住 所</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: right; width: 40%;">氏 名</div> <div style="width: 50%;">氏 名</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: right; width: 40%;">電話番号</div> <div style="width: 50%;">電話番号</div> </div>			

第7号様式 (第10条関係)

清流の国ぎふ大学生等奨学金返還計画変更承認申請書				
返 還 金 額	円			
返 還 方 法	現在	1 月賦	2 半年賦	3 一括払い
	今後	1 月賦	2 半年賦	3 一括払い
返還金額の算出	借 受 金 額			円
	既 返 還 額			円
	既 免 除 額			円
	返 還 未 済 額			円
変更後の返還期間	年 月から	変更後の返還 回 数	回	
変更後の1回当たりの返還額				円
変更しようとする理由				
<p>上記のとおり、清流の国ぎふ大学生等奨学金の返還方法を変更したいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">岐阜県知事 様</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p>借 受 人 住 所</p> <p>氏 名 ㊟</p> <p>電話番号</p> <p>連帯保証人 住 所</p> <p>氏 名 ㊟</p> <p>電話番号</p> <p>連帯保証人 住 所</p> <p>氏 名 ㊟</p> <p>電話番号</p> </div>				

第 8 号様式 (第11条関係)

清流の国ぎふ大学生等奨学金返還債務免除申請書			
免除申請金額	円		
免除申請理由	1 清流の国ぎふ大学生等奨学金条例第10条第1項 2 清流の国ぎふ大学生等奨学金条例第10条第2項 ()		
借 受 金 額	円	既 返 還 額	円
既 免 除 額	円	返 還 未 済 額	円
理由発生年月日	年	月	日
在職履歴 (※条例第10条第1項の規定に該当する場合のみ記入すること。)			
在職期間	在職先		
年 月から 年 月まで	所在地 (主たる営業所)		電話
上記のとおり、清流の国ぎふ大学生等奨学金の返還債務の免除を受けたいので申請 します。 年 月 日 岐阜県知事 様			
借 受 人 住 所 氏 名 (印) 電話番号			
連帯保証人 住 所 氏 名 (印) 電話番号			
連帯保証人 住 所 氏 名 (印) 電話番号			
添付書類 1 免除申請の理由を証明する次のいずれかの書類 ア 従事する法人等の名称及び従事期間を証明する書類 イ 死亡及びその年月日を証明する書類 ウ 精神又は身体に著しい障害を受けたことを証明する書類 2 その他知事が必要と認める書類			

第9号様式 (第11条関係)

清流の国ぎふ大学生等奨学金返還債務免除決定通知書

第 年 月 日

様

岐阜県知事

印

年 月 日付けで申請のあった清流の国ぎふ大学生等奨学金の返還債務の免除については、下記のとおり免除することに決定したので通知します。

記

貸与決定番号	第 号
貸与金額	円
貸与期間	
免除金額	円

備考

第10号様式 (第11条関係)

清流の国ぎふ大学生等奨学金返還債務免除不承認決定通知書

第 年 月 日

様

岐阜県知事

印

清流の国ぎふ大学生等奨学金の返還債務の免除については、下記のとおり不承認と決定したので通知します。

記

理由

第11号様式 (第12条関係)

清流の国ぎふ大学生等奨学金返還債務履行猶予申請書			
猶予申請金額	円		
猶予申請期間	年 月 日から 年 月 日まで		
猶予申請理由	1 清流の国ぎふ大学生等奨学金条例第11条第1号 2 清流の国ぎふ大学生等奨学金条例第11条第2号 3 その他 ()		
奨学金の貸与を受け修学した期間	年 月 日から 年 月 日		
借 受 金 額	円	既 返 還 額	円
既 免 除 額	円	返 還 未 済 額	円
<p>上記のとおり、清流の国ぎふ大学生等奨学金の返還債務の履行の猶予を受けたいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>岐阜県知事 様</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">借 受 人 住 所 氏 名 ⑩ 電話番号</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">連帯保証人 住 所 氏 名 ⑩ 電話番号</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">連帯保証人 住 所 氏 名 ⑩ 電話番号</p>			
<p>添付書類</p> <p>1 猶予申請の理由を証明する次のいずれかの書類</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 従事する法人等の名称等を証明する書類及び住民票</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 大学等に在学することを証明する書類</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 災害、疾病その他の理由により返還することができないことを証する書類</p> <p>2 その他知事が必要と認める書類</p>			

第12号様式 (第12条関係)

清流の国ぎふ大学生等奨学金返還債務履行猶子決定通知書

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事

印

年 月 日付けで申請のあった清流の国ぎふ大学生等奨学金の返還債務の履行については、下記のとおり猶子することに決定したので通知します。

記

第13号様式 (第12条関係)

清流の国ぎふ大学生等奨学金返還債務履行猶子不承認決定通知書

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事

印

清流の国ぎふ大学生等奨学金の返還債務の履行の猶子については、下記のとおり不承認と決定したので通知します。

記

理由

貸与決定番号	第 号
返還猶子金額	円
返還猶子期間	年 月 日から 年 月 日まで
返還期間	年 月 日
備考	

第14号様式 (第13条関係)

清流の国ぎふ大学生等奨学金関係届出書

年 月 日

岐阜県知事 様

届出者 (本人) 住所

氏名 ⑩

連絡先 (電話番号)

貸与決定番号 第 号

清流の国ぎふ大学生等奨学金条例施行規則第13条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

届出事項	
届出事項の発生年月日	
届出内容	

添付書類

届出内容の欄に記載する事実を証する書類

第15号様式 (第13条関係)

連帯保証人変更承認申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者

住所

氏名

⑩

電話番号

貸与決定番号 第 号

清流の国ぎふ大学生等奨学金の借用に当たり連帯保証人を変更したいので、清流の国ぎふ大学生等奨学金条例施行規則第13条第2項の規定により申請します。

変 更 前	ふりがな 氏 名	⑩	生年月日	年 月 日
	住 所	〒	申請者との 続柄	
			職業	
			電話番号	
変 更 後	ふりがな 氏 名	⑩	生年月日	年 月 日
	住 所	〒	申請者との 続柄	
			職業	
			電話番号	
変 更 理 由				

添付書類 変更後の連帯保証人の印の印鑑登録証明書

備考

- 1 変更後の氏名等は、自署すること。
- 2 連帯保証人は、独立の生計を営む成年者であること。
- 3 申請者が未成年者であるときは、連帯保証人のうち一人は親権を行う者又は未成年後見人とする。
- 4 連帯保証人の印は、印鑑登録を受けたものを押印すること。

第16号様式 (第15条関係)

清流の国ぎふ大学生等奨学金現況報告書

年 月 日

岐阜県知事 様

届出者 (本人) 住所

氏名 ㊟

連絡先 (電話番号)

貸与決定番号 第 号

清流の国ぎふ大学生等奨学金条例施行規則第15条の規定により、下記のとおり現況を報告します。

記

返済債務の履行を猶予する要件に関する現況	
----------------------	--

添付書類

- 1 住民票
- 2 従事する法人等の名称及び期間等を証明する書類
- 3 その他知事が必要と認める書類

平成二十八年三月二十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社